

○後志広域連合会議条例

〔平成19年 5 月31日〕
条例第10号

改正 平成20年12月 1 日条例第 1 号

改正 令和元年11月29日条例第 3 号

(広域連合会議の設置)

第1条 後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令。以下「規約」という。）に基づき処理する事務に関し、その重要施策等を審議するため、後志広域連合会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の構成)

第2条 会議は、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）及び後志広域連合規約第2条に規定する関係町村の長（広域連合長の所属する町村の長を除く。以下「関係町村長」という。）をもって組織する。

(会議の審議事項)

第3条 会議において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の策定、変更及び実施に関すること。
- (2) 施設の設置、管理及び廃止に関すること。
- (3) 条例の制定及び改廃に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他重要事項に関すること。

(会議の招集)

第4条 会議は、必要に応じ、広域連合長が招集する。

- 2 関係町村長の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったときは、広域連合長は、会議を招集しなければならない。

(会議の議事)

第5条 広域連合長は、会議の議長となる。

- 2 広域連合長に事故があるとき又は広域連合長が欠けたときは、関係町村長から互選された者が議長を代理する。
- 3 会議は、関係町村長の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 会議の議事は、出席した関係町村長の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 5 広域連合長は、必要に応じ、関係職員を説明のため出席させることができるものとする。

(代理表決等)

第6条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない関係町村長は、当該町村の職員を代理人として、出席させることができる。

(広域連合長の専決)

第7条 災害その他の事由により、広域連合長において会議を招集する暇がないと認めるときは、広域連合長は、その議決すべき事件を専決することができる。

2 前項の規定による処置については、広域連合長は、次の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事会)

第8条 会議に提案する審議事項について協議又は調整するため、会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、関係町村の副町村長をもって構成する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、後志広域連合事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。